

平成18年1月1日から 住所の表示が変わります。

- * 新市発足後の住所表示は、「船井郡」・「北桑田郡」が「南丹市」となり、現在の「町名」、「字名」、「小字名」はそのまま残ります。
- * ただし、「大字」、「字」、「小字」の表記は付けません。
- * また、地番の表示で「○○番地の△」となっているものは「○
○番地△」となり「の」は使わない形となります。
- * 併せて、一部旧字体の地名も常用漢字の表記に変更します。

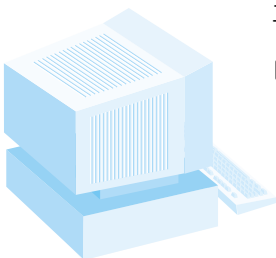
住所表示の例

| 現在の住所表示 | → | 新市発足後の住所表示 |
|-----------------------------|---|------------------------|
| 京都府船井郡園部町小桜町 47 番地 | | 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地 |
| 京都府船井郡八木町大字八木小字東久保 29 番地の 1 | | 京都府南丹市八木町八木東久保 29 番地 1 |
| 京都府船井郡日吉町字保野田小字市野 3 番地の 1 | | 京都府南丹市日吉町保野田市野 3 番地 1 |
| 京都府北桑田郡美山町大字島小字往古瀬 23 番地 | | 京都府南丹市美山町島往古瀬 23 番地 |

市制施行に伴う住所変更の手続き

平成18年1月1日から住所表記が「南丹市」に変わること、住所変更手続きが必要となるかどうか、代表的なものについて調べたものを次に掲載します。法律等に基づき手続きが必要なものや表にない事項、また手続きに必要な書類等の詳しいことについては、最寄りの担当窓口にお問い合わせください。

住所の変更手続きには、住所変更を証明するものが必要となる場合があります。平成18年1月1日以降に住所変更を証明する「市制施行証明書」を本庁・支所の窓口で発行しますのでご利用ください。(証明手数料は無料です。)



- 郵便番号は、今までどおりで変更ありません。
- 電話番号は、今までどおりで変更はありません。(局番も変更なし)